

株主各位

第45回定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

会社の新株予約権等に関する事項	……	1
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	……	3
連結株主資本等変動計算書	……	6
連結注記表	……	8
株主資本等変動計算書	……	16
個別注記表	……	18

株式会社 ケーズホールディングス

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日 および名称	新株 予約権 の数	新株予約権の目的と なる株式の種類と数	新株 予約権 の払込 金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使 期間	役員の 保有状況	行使の 条件に ついて
2014年6月26日 第1回株式報酬型 新株予約権	72個	普通株式 28,800株 (新株予約権1個につき400株) (注)1、2	(注)3	1株当たり 1円	2014年 7月15日～ 2044年 7月14日	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く) 2名 72個 社外取締役 (監査等委員を除く) 1名 1個 取締役(監査等委員) 1名 1個	(注)4 5、6
2015年6月25日 第2回株式報酬型 新株予約権	13個	普通株式 5,200株 (新株予約権1個につき400株) (注)1、2	(注)3	1株当たり 1円	2015年 7月14日～ 2045年 7月13日	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く) 2名 13個 社外取締役 (監査等委員を除く) 1名 1個 取締役(監査等委員) 1名 1個	(注)4 5、6
2016年6月24日 第3回株式報酬型 新株予約権	36個	普通株式 7,200株 (新株予約権1個につき200株) (注)2	(注)3	1株当たり 1円	2016年 7月12日～ 2046年 7月11日	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く) 2名 36個 社外取締役 (監査等委員を除く) 1名 1個 取締役(監査等委員) 1名 1個	(注)4 5、6
2017年6月27日 第4回株式報酬型 新株予約権	92個	普通株式 18,400株 (新株予約権1個につき200株) (注)2	(注)3	1株当たり 1円	2017年 7月19日～ 2047年 7月18日	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く) 2名 92個 社外取締役 (監査等委員を除く) 1名 1個 取締役(監査等委員) 1名 1個	(注)4 5、6
2018年6月27日 第5回株式報酬型 新株予約権	268個	普通株式 26,800株 (新株予約権1個につき100株)	(注)3	1株当たり 1円	2018年 7月18日～ 2048年 7月17日	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く) 3名 268個 社外取締役 (監査等委員を除く) 1名 1個 取締役(監査等委員) 1名 1個	(注)4 5、6
2019年6月26日 第6回株式報酬型 新株予約権	195個	普通株式 19,500株 (新株予約権1個につき100株)	(注)3	1株当たり 1円	2019年 7月17日～ 2049年 7月16日	取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く) 4名 195個 社外取締役 (監査等委員を除く) 1名 1個 取締役(監査等委員) 1名 1個	(注)4 5、6

- (注) 1. 2016年6月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 2018年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 新株予約権と引替えに払込は要しない。
4. 新株予約権者は、当社もしくは当社子会社の取締役および上席執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
5. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、権利行使することができる。
6. その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 経営理念および企業行動指針

当社グループは、企業としての使命や広く社会に対して担う責任を踏まえグループ理念『人を中心とした事業構築を図りケースデンキグループに関わる人の幸福を図る。事業を通じて人の「わ」（和、輪）を広げ、大きな社会貢献につなげる』のもと事業活動を行う。

(2) コーポレート・ガバナンス

取締役会は、法令、定款、取締役会規程等の社内規程に則して経営戦略等重要事項の決定をするとともに取締役の業務執行を監督する。

当社は、監査等委員会設置会社であり、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公平性を確保する。

(3) 内部監査の充実

当社および子会社は、代表取締役直轄の監査室を設置し各部門の業務の適正性・有効性についての監査を定期的に実施する。

(4) コンプライアンス

当社および子会社は、健全な事業活動を推進するため「コンプライアンス綱領・体制」および「グループコンプライアンス規程」を作成し、当社取締役を委員長とするグループコンプライアンス委員会を必要に応じて開催し、グループ全体で共通認識の徹底を図る。

当社および子会社の全社員に対し、グループ理念、コンプライアンスの基本的遵守事項等を掲載した社員手帳を配布し、全社員の意識付けを図りコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する。

当社は、当社および子会社の法令違反、社内規程違反等、企業倫理に関する相談・通報に関して「グループ内部通報規程」を作成し、社内および社外に通報窓口を設け、法令遵守の徹底および倫理観の向上を図る。

(5) 反社会的勢力に対する姿勢

当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、いかなる利益供与も行わない。

反社会的勢力に対応する際には、必要に応じて、警察等の外部専門機関と緊密に連携する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社および子会社は、法令および取締役会規程、文書管理規程等の社内規程に従い、取締役の業務執行に係る情報を適切に保存および管理する。

当社および子会社の情報の管理については、情報システムセキュリティポリシー、個人情報取扱規程、特定個人情報取扱基本方針および特定個人情報取扱規程を作成し適切な運用を実行する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社は、事業の運営・発展に伴うリスクを適切に把握するために、毎月開催する経営会議において、経営課題、事業戦略、月次決算の確認、事業リスク等に関する情報を共有し、課題を発見した場合は、直ちに是正対策を講じるものとする。

当社および子会社は、事故・災害に関しての災害危機管理マニュアルを作成し、全店舗に配布を行い災害に対する行動指針の意識付けを図り、確実に実践するための体制を整える。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令又は定款および取締役会規程等に従い、取締役会が決定すべき事項以外の業務執行事項は、代表取締役社長へ委任し、当社取締役（社外取締役は除く）およびグループ会社社長を主要メンバーとする経営会議を設置・開催し迅速な意思決定を図る。

当社および子会社は、職務の責任と権限、命令系統を明らかにするため、組織規程、職務権限規程、職務決裁基準規程等を策定し業務の確実かつ効率的な執行体制を整える。

当社は、経営方針を踏まえた経営計画を定め、達成すべき目標を明確にするとともに、これに基づく当社および子会社の年度計画を決定し、業績管理を実施する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役等の職務の執行に掛かる事項の当社への報告すべき体制

子会社の業務の適正性を確保するため、必要に応じて取締役および監査役を派遣するほか、子会社の事業運営に関する重要事項については当社の事前承認を必要とする。

当社グループは、毎月開催する経営会議において、子会社の年度予算に対する進捗状況等を報告するほか、グループ全体の業務執行に関する協議を行いまた問題点を共有し、それぞれが業務執行にあたる。

当社の監査室は必要に応じて子会社の監査室と一体となり子会社の業務の適正性・有効性に関する監査を行う。

監査室は、当社および子会社に対する監査の結果を、適宜、代表取締役社長および監査等委員会に報告をするものとする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、必要に応じ、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人選、異動等については監査等委員会と協議の上、決定する。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

7. 監査等委員以外の取締役および使用人等、子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、および監査等委員会へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

常勤監査等委員は、重要な意思決定の過程および執行状況を把握するため、経営会議の他、その他の重要な会議または委員会等に出席し、報告を受けることができる。

監査等委員会は、稟議書やその他業務執行に関する重要な文書の閲覧可能とし、必要に応じて当社グループの取締役および使用人等に説明を求めることができる。

当社および子会社の取締役および使用人等は、監査等委員会からその職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに報告する。

当社および子会社の取締役および使用人等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査等委員会に対して報告する。

内部通報窓口の運用の状況を監査等委員会に適時報告する。

当社および子会社は、グループ内部通報規程において内部通報者の不利益待遇の禁止を定め、また当社および子会社の取締役および使用人等が、監査等委員に直接報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを規定し適正な対応を図る。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査等委員会が、その職務の執行において該当請求が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに該当費用または債務を処理する。

当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行に利用することを求めた場合は、この費用を負担する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が決定した監査基準および監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施および監査環境の整備に協力する。

当社は、監査等委員会とグループ会社の監査役との連絡会を定期的に行い、機能的な監査が行われるための体制確保を図る。

当社の監査等委員会、監査室および会計監査人は、監査業務の品質および効率を高めるため、十分な連携を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の体制に関する基本方針に基づき当事業年度におきまして17回の取締役会を開催し、重要事項の決定および各取締役の業務執行の状況を確認し、また、当社およびグループ各社の各業務執行の責任者が出席する会議を毎月開催し、グループ各社における業務執行の状況に関しても監督をしています。

また、グループコンプライアンス委員会を当事業年度におきまして2回開催し、当社およびグループ各社におけるコンプライアンスに関する状況およびリスク情報の把握に努めました。

今後につきましても、より強固な内部統制を構築し、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

連結株主資本等変動計算書

第45期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	18,125	50,069	219,425	△18,962	268,658
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	—	—	△7,535	—	△7,535
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	9,525	—	9,525
自己株式の取得	—	—	—	△20,000	△20,000
自己株式の処分	—	5	—	86	91
自己株式の消却	—	△5	△20,218	20,223	—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度変動額合計	—	—	△18,228	310	△17,917
当連結会計年度末残高	18,125	50,069	201,197	△18,652	250,740

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	289	289	210	269,158
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△7,535
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	9,525
自己株式の取得	—	—	—	△20,000
自己株式の処分	—	—	—	91
自己株式の消却	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	38	38	△19	18
当連結会計年度変動額合計	38	38	△19	△17,899
当連結会計年度末残高	327	327	190	251,258

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 第44期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	18,125	50,069	232,301	△20,683	279,813
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	—	—	△7,898	—	△7,898
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	7,380	—	7,380
自己株式の取得	—	—	—	△11,099	△11,099
自己株式の処分	—	12	—	449	462
自己株式の消却	—	△12	△12,358	12,370	—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度変動額合計	—	—	△12,876	1,720	△11,155
当連結会計年度末残高	18,125	50,069	219,425	△18,962	268,658

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	102	102	336	280,252
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△7,898
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	7,380
自己株式の取得	—	—	—	△11,099
自己株式の処分	—	—	—	462
自己株式の消却	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	187	187	△126	61
当連結会計年度変動額合計	187	187	△126	△11,094
当連結会計年度末残高	289	289	210	269,158

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 9 社 (株)ギガス、(株)関西ケーズデンキ、(株)ビッグ・エス、(株)北越ケーズ、(株)九州ケーズデンキ、(株)デンコードー、(株)ケーズキャリアスタッフ、(株)ケーズデンキテクニカルサポート、(株)ケーズキャリアサービス

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 建物（建物附属設備は除く）

定額法によっております。

ロ. 建物以外

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

その他 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

効果の及ぶ期間を基に均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支払に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

④ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社及び当社子会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、家電専門点を展開しており、商品の販売に関わる顧客との契約から収益を認識しております。商品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することにより履行義務が充足されると判断し、主として顧客への引渡時に収益を認識しております。商品の販売において、無料の修理保証サービスである「長期無料保証」、又は有料の修理保証サービスである「あんしん延長保証」を提供している契約については、顧客への保証サービスの提供により履行義務が充足されると判断し、保証期間を通じて一定期間にわたり収益を認識しております。

5. のれんの償却に関する事項

効果の及ぶ合理的な期間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

1. 売上収益の分解

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：百万円)

品種別名称	当連結会計年度		
	直営店売上高	フランチャイズ等売上高	計
映像・音響商品			
テレビ	61,365	215	61,580
ブルーレイ・DVD	8,671	32	8,703
音響商品	13,798	40	13,838
その他	7,702	27	7,729
小計	91,536	315	91,852
情報機器			
パソコン・情報機器	42,401	135	42,536
パソコン周辺機器	31,665	96	31,762
携帯電話	87,274	20	87,294
その他	23,448	127	23,575
小計	184,789	380	185,169
家庭電化商品			
冷蔵庫	71,368	237	71,605
洗濯機	71,358	233	71,592
クリーナー	26,242	88	26,330
調理家電	51,345	175	51,521
理美容・健康器具	33,329	115	33,445
その他	28,225	103	28,329
小計	281,870	953	282,824
季節商品			
エアコン	93,268	333	93,602
その他	26,561	92	26,654
小計	119,830	426	120,256
その他	57,549	367	57,916
合計	735,577	2,442	738,019

(注) 1. 「フランチャイズ等売上高」は、フランチャイズ契約加盟店に対する商品供給売上であります。

2. 単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載しておりません。

3. 長期無料保証サービスに係る売上5,281百万円は「その他」（直営店売上高）に含まれております。

4. 当連結会計年度より、売上管理区分の見直しを行った結果、「映像商品」と「音響商品」を合わせて「映像・音響商品」として表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は、主として未配送の商品販売取引及び商品の修理保証サービスについて、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。未配送の商品販売取引に係る前受対価は顧客への商品の引渡時に、修理保証サービスに係る前受対価は延長保証期間にわたって収益として認識されます。

顧客との契約から認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものの金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
期首時点の契約負債残高に含まれていたもの	13,679
過去の期間に充足していた履行義務から認識した収益	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	12,570
1年超	17,185
合計	29,755

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループの保有する一部の固定資産について継続して営業損失が計上される等の減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。

検討の結果、減損の兆候がある固定資産のうち一部について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ると判断されたため、減損損失11,210百万円（うち営業店舗に係る有形固定資産から生じた減損損失は10,847百万円）を計上した結果、当連結会計年度末の「固定資産の減損に係る会計基準」の対象となる固定資産の帳簿価額は133,600百万円（うち営業店舗に係る有形固定資産は116,901百万円）となりました。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸資産、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングをしております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否判定に用いられる将来キャッシュ・フローには、売上高成長率、粗利率、人件費等の重要な項目に、主要な仮定が含まれています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定は、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、見積りや仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 198,720百万円
2. 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額 58百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産
 その他投資その他の資産 194百万円
 上記資産に質権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する事項

場所	用途	種類
埼玉県他	営業店舗	建物及び構築物、リース資産、その他
福島県他	賃貸資産	建物及び構築物、その他
茨城県	遊休資産	土地

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸資産、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ、土地等の時価が著しく下落した資産グループ、その使用方法に変化が生じた資産グループ、及び超過収益力が見込めなくなった資産グループにおいて、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の資産グループごとの内訳は、営業店舗に属するものが11,200百万円、賃貸資産に属するものが8百万円、遊休資産に属するものが0百万円、合計11,210百万円となっております。また資産区分別の内訳は、建物及び構築物が8,623百万円、土地が0百万円、リース資産が1,848百万円、その他が738百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。正味売却価額は主として不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額に基づいて算定し、使用価値算定の将来キャッシュ・フローの割引率は2.2%～4.7%を適用しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の 株式数 (千株)
普通株式	190,000	－	15,000	175,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の 株式数 (千株)
普通株式	15,296	13,609	15,067	13,838

- (注) 1. 発行済株式総数の減少15,000千株は、自己株式の消却によるものであります。
2. 自己株式の株式数の増加13,609千株は、取締役会決議に基づく市場取引での当社株式取得による増加13,609千株のほか、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
3. 自己株式の株式数の減少15,067千株は、自己株式の消却による減少15,000千株、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の付与による減少45千株、ストック・オプションとしての新株予約権の行使による減少19千株、株式付与ESOP信託口による当社株式の処分による減少3千株のほか、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。
4. 自己株式の普通株式数には株式付与ESOP信託が保有する当社株式411千株が含まれております。

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

発行決議日及び名称	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2014年6月26日取締役会決議 第1回株式報酬型新株予約権	普通株式	38,800株
2015年6月25日取締役会決議 第2回株式報酬型新株予約権	普通株式	9,600株
2016年6月24日取締役会決議 第3回株式報酬型新株予約権	普通株式	20,000株
2017年6月27日取締役会決議 第4回株式報酬型新株予約権	普通株式	45,600株
2018年6月27日取締役会決議 第5回株式報酬型新株予約権	普通株式	59,000株
2019年6月26日取締役会決議 第6回株式報酬型新株予約権	普通株式	34,800株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,852百万円	22円	2024年 3月31日	2024年 6月28日
2024年11月6日 取締役会	普通株式	3,682百万円	22円	2024年 9月30日	2024年 12月5日

(注) 上記の配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金(2024年6月27日定時株主総会決議分9百万円、2024年11月6日取締役会決議分9百万円)が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,554百万円	利益剰余金	22円	2025年 3月31日	2025年 6月30日

(注) 上記の配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に仕入計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金(銀行借入)を調達しております。一時的な余資は原則として安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、クレジットカード売上に関して信販会社より発生するものが主であります。信販会社は、信用調査の結果承認した当社グループの顧客に対する販売代金を顧客に代わって当社グループに支払い、その立替代金を信販会社の責任において回収するため、信販会社の信用リスクに晒されていますが、当社グループでの代金未回収リスクは原則として発生いたしません。

投資有価証券は、主にその他有価証券に区分される株式及び投資信託等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

また、一部の不動産関係取引先等に対し建設協力金としての貸付もしくは敷金及び保証金の差し入れを行っており、取引先企業等の信用リスクに晒されておりますが、回収状況等の継続的なモニタリングを実施しております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日です。短期借入金及び長期借入金(原則として5年以内)は主に営業取引に係る資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

また、「現金及び預金」、「売掛金」、「短期貸付金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 投資有価証券	680	680	—
(2) 長期貸付金 (注) 3	17,491	16,689	△ 802
(3) 敷金及び保証金	23,717	21,002	△ 2,715
(4) リース債務	(19,109)	(18,372)	(△ 736)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

- (注) 1. 市場価格のない株式は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。非上場株式の連結貸借対照表計上額は55百万円であります。
2. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は309百万円であります。
3. 長期貸付金には、短期貸付金とされている1年内回収予定の金額も含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	617	—	—	617
その他	62	—	—	62

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	16,689	—	16,689
敷金及び保証金	—	21,002	—	21,002
リース債務	—	(18,372)	—	(18,372)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て証券取引所に上場している株式等であり相場価格を用いて評価しております。

上場株式等は市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金並びに敷金及び保証金

信用リスクを加味した合理的と考えられる割引率を用いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,557円87銭

2. 1株当たり当期純利益

57円08銭

- (注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式付与E S O P信託口が所有する当社株式（当連結会計年度末411千株、期中平均株式数413千株）を控除して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

1. 多額な資金の借入について

当社は、運転資金として、総額1,000億円のシンジケートローン契約（タームローン契約及びコミットメントライン契約）を締結し、タームローンとして400億円の資金調達を実施いたしました。

1. タームローン契約の概要

(1) 形態	タームローン契約
(2) 契約金額	400億円
(3) 契約締結日	2025年4月1日
(4) 実行日	2025年4月9日
(5) 返済期日	2028年4月7日
(6) 借入利率	基準金利＋スプレッド
(7) 担保	無担保
(8) アレンジャー	株式会社三菱UFJ銀行
(9) 参加金融機関	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社常陽銀行、株式会社七十七銀行、株式会社千葉銀行、株式会社東邦銀行

2. コミットメントライン契約の概要

(1) 形態	コミットメントライン契約
(2) 契約金額	600億円
(3) 契約締結日	2025年4月1日
(4) コミットメント開始日	2025年4月9日
(5) コミットメント期日	2028年4月7日
(6) 借入利率	基準金利＋スプレッド
(7) 担保	無担保
(8) アレンジャー	株式会社三菱UFJ銀行
(9) 参加金融機関	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社常陽銀行、株式会社七十七銀行、株式会社千葉銀行、株式会社東邦銀行

3. 財務上の特約の内容

本契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、多数貸付人の請求があった場合、期限の利益を喪失します。

- ・各年度の決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の金額を、その直前の決算期の末日又は2024年3月に終る決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ・各年度の決算期に係る連結の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上しないこと。

2. 自己株式の取得及び消却について

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。また、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主価値を高めるとともに資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 10,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 6.19%）
※日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する自社の株式 411,774株は控除する自己株式に含めておりません。 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 10,000百万円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2025年5月9日～2025年10月31日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類
- (2) 消却する株式の総数
- (3) 消却予定日

当社普通株式

上記2. により取得した自己株式の全株式

2026年3月31日

株主資本等変動計算書

第45期 (2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金計		固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	18,125	52,922	－	52,922	334	152	67,630
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	5	5	－	－	－
自己株式の消却	－	－	△5	△5	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	△5	－
別途積立金の取崩	－	－	－	－	－	－	△40,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△5	△40,000
当期末残高	18,125	52,922	－	52,922	334	147	27,630

	株主資本				評価・換算差額等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 評 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 計		
	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利 剰 余 益 金 計						
当期首残高	26,580	94,696	△18,962	146,782	187	187	210	147,179
当期変動額								
剰余金の配当	△7,535	△7,535	－	△7,535	－	－	－	△7,535
当期純利益	8,226	8,226	－	8,226	－	－	－	8,226
自己株式の取得	－	－	△20,000	△20,000	－	－	－	△20,000
自己株式の処分	－	－	86	91	－	－	－	91
自己株式の消却	△20,218	△20,218	20,223	－	－	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	5	－	－	－	－	－	－	－
別途積立金の取崩	40,000	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	14	14	△19	△4
当期変動額合計	20,478	△19,526	310	△19,216	14	14	△19	△19,221
当期末残高	47,058	75,170	△18,652	127,565	201	201	190	127,958

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 第44期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	18,125	52,922	－	52,922	334	155	67,630
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	12	12	－	－	－
自己株式の消却	－	－	△12	△12	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	△3	－
別途積立金の取崩	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△3	－
当期末残高	18,125	52,922	－	52,922	334	152	67,630

	株主資本				評価・換算差額等			新 予 約 株 権	純 資 産 計	
	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 の 評 差 額	他 株 券 価 金	評 換 差 合 額			・ 算 等 計
	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰 余金	利 剰 余 益 金 計								
当期首残高	39,940	108,059	△20,683	158,424	80	80	336	158,842		
当期変動額										
剰余金の配当	△7,898	△7,898	－	△7,898	－	－	－	△7,898		
当期純利益	6,893	6,893	－	6,893	－	－	－	6,893		
自己株式の取得	－	－	△11,099	△11,099	－	－	－	△11,099		
自己株式の処分	－	－	449	462	－	－	－	462		
自己株式の消却	△12,358	△12,358	12,370	－	－	－	－	－		
固定資産圧縮積立金の取崩	3	－	－	－	－	－	－	－		
別途積立金の取崩	－	－	－	－	－	－	－	－		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	106	106	△126	△19		
当期変動額合計	△13,359	△13,362	1,720	△11,642	106	106	△126	△11,662		
当期末残高	26,580	94,696	△18,962	146,782	187	187	210	147,179		

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| イ、市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） |
| ロ、市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
- なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------|--------------------------------|
| ① 商品 | 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| ② 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 建物（建物附属設備は除く） | 定額法によっております。 |
| ② 建物以外 | 定率法によっております。 |
- ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

効果の及ぶ期間を基に均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、家電専門点を展開しており、商品の販売に関わる顧客との契約から収益を認識しております。商品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することにより履行義務が充足されると判断し、主として顧客への引渡時に収益を認識しております。商品の販売において、無料の修理保証サービスである「長期無料保証」、又は有料の修理保証サービスである「あんしん延長保証」を提供している契約については、顧客への保証サービスの提供により履行義務が充足されると判断し、保証期間を通じて一定期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社の保有する一部の固定資産について継続して営業損失が計上される等の減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。

検討の結果、減損の兆候がある固定資産のうち一部について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ると判断されたため、減損損失2,407百万円（うち営業店舗に係る有形固定資産から生じた減損損失は2,260百万円）を計上した結果、当事業年度末の「固定資産の減損に係る会計基準」の対象となる固定資産の帳簿価額は51,584百万円（うち営業店舗に係る有形固定資産は42,310百万円）となりました。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損損失の認識の要否」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 69,062百万円

2. 保証債務

下記会社の不動産賃貸借契約について、以下の未経過賃借料に対し保証を行っております。なお、下記金額は当該保証債務の極度額であります。

(株)デンコードー 133百万円（期限 2028年2月）

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	85,540百万円
短期金銭債務	25,905百万円
長期金銭債務	88百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	365,016百万円
	仕入高	2,374百万円
	販売費及び一般管理費	284百万円
	営業取引以外の取引高	
	営業外収益	1,020百万円
	営業外費用	90百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式	15,296	13,609	15,067	13,838

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加13,609千株は、取締役会決議に基づく市場取引での当社株式取得による増加13,609千株のほか、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
2. 自己株式の株式数の減少15,067千株は、自己株式の消却による減少15,000千株、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の付与による減少45千株、ストック・オプションとしての新株予約権の行使による減少19千株、株式付与ESOP信託口による当社株式の処分による減少3千株のほか、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。
3. 自己株式の普通株式数には株式付与ESOP信託が保有する当社株式411千株が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		
未払事業税等		184百万円
賞与引当金		525百万円
長期未払金（役員退職慰労金）		9百万円
減価償却限度超過額		2,759百万円
減損損失		3,871百万円
資産除去債務		368百万円
投資有価証券評価損		164百万円
借地権		143百万円
敷金及び保証金		532百万円
契約負債		256百万円
その他		1,044百万円
繰延税金資産小計		9,860百万円
評価性引当額	△	933百万円
繰延税金資産合計		8,926百万円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△	88百万円
固定資産圧縮積立金	△	67百万円
有形固定資産	△	88百万円
長期前払費用	△	222百万円
繰延税金負債合計	△	466百万円
繰延税金資産の純額		8,459百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)関西ケース デンキ	1,259	家庭用電気 製品小売業	所有直接 100.0%	商品の供給等(注)(1) 資金援助(注)(2) 役員の兼任	資金の貸付 受取利息	43,119 213	短期貸付金	41,750
	(株)ビッグ・エス	253	家庭用電気 製品小売業	所有直接 100.0%	商品の供給等(注)(1) 資金援助(注)(2) 役員の兼任	資金の貸付 受取利息	13,071 65	短期貸付金	13,150
	(株)北越ケース	334	家庭用電気 製品小売業	所有直接 100.0%	商品の供給等(注)(1) 資金援助(注)(2) 役員の兼任	資金の貸付 受取利息	13,610 67	短期貸付金	12,350
	(株)九州ケース デンキ	110	家庭用電気 製品小売業	所有直接 100.0%	商品の供給等(注)(1) 資金援助(注)(2) 役員の兼任	資金の貸付 受取利息	10,594 53	短期貸付金	10,550
	(株)デンコードー	2,866	家庭用電気 製品小売業	所有直接 100.0%	商品の供給等(注)(1) 債務保証(注)(3) 資金の借入(注)(2) 役員の兼任	商品の供給 資金の借入 支払利息	121,261 18,759 90	売掛金 短期借入金	2,321 21,000

2. 役員

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	鈴木 一 義	—	当社顧問	(被所有) 直接0.0%	—	顧問報酬 (注)(4)(5)	33	—	—
役員及び その近親者	水 野 恵 一	—	当社顧問	(被所有) 直接0.0%	—	顧問報酬 (注)(4)(5)	20	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 商品の取引価格等については、契約に定められている一般的取引条件によっております。
- (2) 貸付及び借入の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (3) (株)デンコードーの不動産賃貸借契約の一部について、未經過賃借料に対し債務保証をしております。なお、保証料の受領は行っておりません。
- (4) 当社の取締役としての長年の経験をもとに当社に対して助言指導を行っております。
- (5) 顧問の報酬額に関しては、契約書の内容に基づき、両者協議の上で決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

792円79銭

2. 1株当たり当期純利益

49円30銭

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式付与E S O P信託口が所有する当社株式（当事業年度末411千株、期中平均株式数413千株）を控除して算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10.重要な後発事象に関する注記」の内容と同一であります。